



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

283	有害図書等の指定	(青少年・男女共同参画課) 1
284	和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事監視製品の指定	(薬務課) 2
285	平成30年度特定計量器定期検査	(商工観光労働総務課) 5
286	家畜伝染病予防法による監視伝染病の発生を予防するための検査の実施	(畜産課) 7
287	家畜伝染病予防法による監視伝染病の発生を予防するための注射の実施	(〃) 8
288	保安林の指定施業要件変更予定	(森林整備課) 9
289	〃	(〃) 10
290	保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明	(〃) 10
291	〃	(〃) 11
292	基本測定の終了	(技術調査課) 11
293	公共測定の終了	(〃) 11
294	道路の区域変更	(道路保全課) 11
295	〃	(〃) 12
296	平成30年度及び平成31年度和歌山県立ポンプ場電力調達に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(河川課) 12
297	都市計画事業の事業計画の変更認可	(下水道課) 15
298	道路の位置の指定	(都市政策課) 16

○ 公安委員会告示

7	鉄砲刀剣類所持等取締法の規定による診断を行う医師の指定 16
8	〃 16

○ 公告

入札公告	(河川課) 17
------	-------	----------

告 示

和歌山県告示第283号

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成30年2月20日指定した。

平成30年3月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

種 別	図 書 等 名	コード番号	発 行 所 名
コミック	恋愛天国パラダイス 3月号	09675-3	竹書房
コミック	麗人 3月号	09613-3	竹書房
コミック	リンクス 3月号	09369-03	幻冬舎コミックス
コミック	月刊マガジンビーボーイ 3月号	18355-03	リブレ

コミック	恋愛チェリーピンク 3月号	12080-3	秋田書店
コミック	恋愛白書パステル 3月号	19625-03	宙出版
コミック	無敵恋愛エス・ガール 3月号	08577-3	ぶんか社
コミック	ドラ 3月号	16695-03	コアマガジン
コミック	ガッシュ 3月号	12467-3	海王社
コミック	ミニシュガー 3月号	18425-03	秋水社
コミック	アヤ 3月号	18815-03	宙出版
コミック	絶対恋愛Sweet 3月号	15557-03	笠倉出版社
月刊誌	実話ドキュメント 3月号	05303-03	ジェイズ・恵文社
月刊誌	エキサイティングマックス! 3月号	02091-3	ぶんか社
月刊誌	実話BUNKAタブー 3月号	05375-03	コアマガジン
月刊誌	実話ナックルズ 3月号	04877-3	ミリオン出版
月刊誌	実話ナックルズDX vol.9	68519-31	ミリオン出版
雑誌	実話BUNKA超タブー Vol.30	05376-03	コアマガジン
雑誌	エキサイティングマックス!スペシャル Vol.119	02092-3	ぶんか社

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは著しくこれを助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第284号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例（平成24年和歌山県条例第83号）第11条第1項の規定により、知事監視製品を次のとおり指定する。

平成30年3月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 知事監視製品

- (1) 次の写真を付して、「fnnm（幸福）」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (2) 次の写真を付して、「某国女性プロディース★リキッド特別品」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (3) 次の写真に示すとおり、「直入パウダー」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (4) 次の写真に示すとおり、「HAPPY 2」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (5) 次の写真に示すとおり、「King Kong」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (6) 次の写真に示すとおり、「American Hippie herb」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (7) 次の写真に示すとおり、「YAHMAN」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (8) 次の写真に示すとおり、「star one」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (9) 次の写真に示すとおり、「HAPPY HOLIDAYS」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (10) 次の写真に示すとおり、「AM2:00」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (11) 次の写真を付して、「某国 その2（リキッド）」の名称で販売される製品であって、その内容物が

液体のもの。

- (12) 次の写真に示すとおり、「直腸」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (13) 次の写真に示すとおり、「敏感どろどろ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (14) 次の写真に示すとおり、「ぴくぴく失神」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (15) 次の写真に示すとおり、「ガチイキ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (16) 次の写真に示すとおり、「MEGA MAX」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (17) 次の写真に示すとおり、「feel」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (18) 次の写真に示すとおり、「♡Long Time Sex♡」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (19) 次の写真に示すとおり、「LOVE ECSTASY」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (20) 次の写真に示すとおり、「愛液とろとろ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (21) 次の写真に示すとおり、「SPAIN」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (22) 次の写真に示すとおり、「Eroticism」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (23) 次の写真に示すとおり、「Hard men」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (24) 次の写真に示すとおり、「DEVIL KISS」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (25) 次の写真に示すとおり、「merci」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (26) 次の写真に示すとおり、「Crystal Angels」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (27) 次の写真に示すとおり、「悶絶アナル」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (28) 次の写真に示すとおり、「VAMOS」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (29) 次の写真に示すとおり、「JOINAS」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (30) 次の写真に示すとおり、「EXITT」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (31) 次の写真に示すとおり、「Ruby」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (32) 次の写真に示すとおり、「DRIVE」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (33) 次の写真に示すとおり、「SKY」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (34) 次の写真に示すとおり、「Q7」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (35) 次の写真に示すとおり、「アンアン♡」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (36) 次の写真に示すとおり、「ビンビンランド」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (37) 次の写真に示すとおり、「ドクロ」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (38) 次の写真に示すとおり、「ヌレヌレパラダイス」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (39) 次の写真に示すとおり、「マッハ」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (40) 次の写真に示すとおり、「ブラックジェネレーション」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (41) 次の写真に示すとおり、「強人 KYOJIN」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (42) 次の写真に示すとおり、「高鳴るはーと」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (43) 次の写真を付して、「肉仕込 (にくじこみ)」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (44) 次の写真に示すとおり、「FUNKY STAR」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (45) 次の写真に示すとおり、「DARKNESS」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (46) 次の写真に示すとおり、「ORGASM BREAKER」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (47) 次の写真に示すとおり、「Tako Tsubo」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (48) 次の写真に示すとおり、「Sex Bull」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (49) 次の写真に示すとおり、「Winter ver.15」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。

の。

- (50) 次の写真に示すとおり、「Miracle Pussy」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (51) 次の写真に示すとおり、「弾丸」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (52) 次の写真を付して、「대포동3 (テポドンスリー)」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (53) 次の写真に示すとおり、「Heaven Crystal」と表示のある製品であって、その内容物が固体のもの。
- (54) 次の写真に示すとおり、「GAIA」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (55) 次の写真に示すとおり、「Love」と表示のある製品であって、その内容物がゲル状のもの。
- (56) 次の写真に示すとおり、「E-S3」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (57) 次の写真に示すとおり、「Parallel Eros」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (58) 次の写真に示すとおり、「Wild Herb」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (59) 次の写真に示すとおり、「漢の花園」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (60) 次の写真に示すとおり、「PARTY BABY」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (61) 次の写真に示すとおり、「Animal Booster」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (62) 次の写真に示すとおり、「Bodhi」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (63) 次の写真に示すとおり、「Magic C III」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (64) 次の写真に示すとおり、「Matrix 777」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (65) 次の写真に示すとおり、「Trip Bear」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (66) 次の写真に示すとおり、「NURE NURE MAX」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (67) 次の写真を付して、「PLATINUM Thunder (プラチナム サンダー)」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (68) 次の写真に示すとおり、「NURERU SHIZUKU」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (69) 次の写真に示すとおり、「ICE KISS」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (70) 次の写真に示すとおり、「Arabian Night」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (71) 次の写真に示すとおり、「Kinky」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (72) 次の写真に示すとおり、「淫獣 狂」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (73) 次の写真に示すとおり、「淫獣 濡」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (74) 次の写真に示すとおり、「HOT HEART」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (75) 次の写真に示すとおり、「KAZAN」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (76) 次の写真に示すとおり、「SurfL♡VE」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (77) 次の写真に示すとおり、「PLASMANIA」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (78) 次の写真に示すとおり、「SPIKE」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (79) 次の写真に示すとおり、「Sperm Drive」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (80) 次の写真に示すとおり、「Love Milk」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (81) 次の写真に示すとおり、「Erotic Plant」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。

(次の写真は、省略し、その写真を和歌山県福祉保健部健康局薬務課及び県立保健所に備え置いて縦覧に供する。)

2 指定理由

興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼすことが標ぼうされ、その製品の用途及び使用方法に反して、身体に使用されるおそれがあるため

3 施行期日

平成30年3月16日

和歌山県告示第285号

計量法（平成4年法律第51号）第21条第2項の規定により、平成30年度特定計量器定期検査の対象となる特定計量器、実施区域、実施場所及び実施期日を次のとおり定めたので、告示する。

平成30年3月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 対象となる特定計量器

非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり

2 集合場所検査

実施区域	実施場所	実施期日
紀美野町	紀美野町役場長谷毛原出張所	平成30年4月19日
	紀美野町役場国吉出張所	〃
	ながみね農業協同組合美里支店	〃
	紀美野町農業構造改善センター	平成30年4月20日
	紀美野町中央公民館	〃
海南市	海南市立加茂川幼稚園	平成30年5月10日
	海南市下津港湾防災会館	〃
	塩津コミュニティセンター	平成30年5月11日
	海南市下津行政局	〃
	亀川公民館	平成30年5月16日
	大野公民館	〃
	海南市役所野上支所	〃
	内海公民館	平成30年5月17日
	黒江防災コミュニティセンター	〃
	海南保健福祉センター	平成30年5月18日
広川町	広川町役場	平成30年5月22日
湯浅町	湯浅町役場	平成30年5月24日
	駅前多目的広場	平成30年5月25日
有田川町	有田川町安諦地区基幹集落センター	平成30年6月6日
	有田川町役場清水行政局	〃
	JAありだ清水営農センター城山サブセンター	平成30年6月7日
	JAありだAQ総合第2選果場	〃
	有田川町役場金屋庁舎	平成30年6月8日
	吉備浄化センター	平成30年6月13日

	〃	平成30年6月14日
	〃	平成30年6月15日
有田市	保田公民館	平成30年6月21日
	宮原公民館	〃
	箕島漁村センター	平成30年6月22日
	初島公民館	〃
	有田市民会館	平成30年6月26日
串本町	串本町公民館和深支館	平成30年7月4日
	串本町公民館田並支館	〃
	串本町文化センター	平成30年7月5日
	串本町役場古座分庁舎	平成30年7月6日
	山村交流センター	〃
岩出市	岩出市立市民総合体育館	平成30年7月12日
	〃	平成30年7月13日
那智勝浦町	宇久井区民会館	平成30年7月25日
	那智勝浦町役場色川出張所	〃
	天満公民館	平成30年7月26日
	和歌山東漁業協同組合浦神支所	〃
	那智勝浦町役場下里出張所	〃
	那智勝浦町役場太田出張所	〃
	那智勝浦町役場	平成30年7月27日
北山村	北山村観光センター	平成30年9月6日
田辺市本宮町	田辺市本宮行政局	平成30年9月7日
新宮市	新宮市熊野川行政局	平成30年9月7日
	佐野会館	平成30年9月12日
	新宮市立総合体育館	平成30年9月13日
	〃	平成30年9月14日
	高田グリーンランド	〃
太地町	太地町公民館	平成30年10月3日
古座川町	古座川町役場七川出張所	平成30年10月4日
	明神生活改善センター	〃
	古座川町役場	平成30年10月5日

紀の川市	紀の川市役所那賀支所	平成30年10月17日
	紀の川市役所粉河支所	平成30年10月18日
	中貴志コミュニティセンター	平成30年10月19日
	紀の川市役所桃山支所	平成30年10月24日
	紀の川市役所本庁南別館（打田保健福祉センター）	〃
	〃	平成30年10月25日
	〃	平成30年10月26日

3 所在場所検査

2の規定にかかわらず、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号のいずれかに該当する場合にあっては、平成30年4月19日から平成31年3月31日までの間に、その計量器の所在する場所において実施する。

和歌山県告示第286号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき家畜の所有者に対し、その所有する家畜について監視伝染病に関する家畜防疫員の検査を受けるべき旨を命ずるので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成30年3月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 実施の目的

- (1) 伝達性海綿状脳症の発生状況及び動向を把握するため
- (2) 高病原性鳥インフルエンザの発生予防のため
- (3) 低病原性鳥インフルエンザの発生予防のため
- (4) 家きんサルモネラ感染症の発生予防のため
- (5) 腐そ病の発生予防のため
- (6) 牛流行熱の発生予察のため
- (7) イバラキ病の発生予察のため
- (8) アカバネ病の発生予察のため
- (9) アイノウイルス感染症の発生予察のため
- (10) チュウザン病の発生予察のため

2 実施する区域

- (1) 伝達性海綿状脳症検査 県内全域
- (2) 高病原性鳥インフルエンザ検査 県内全域
- (3) 低病原性鳥インフルエンザ検査 県内全域
- (4) 家きんサルモネラ感染症検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域
- (5) 腐そ病検査 県内全域
- (6) 牛流行熱検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域
- (7) イバラキ病検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域
- (8) アカバネ病検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域
- (9) アイノウイルス感染症検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域
- (10) チュウザン病検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域

3 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

- (1) 伝達性海綿状脳症検査 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項に基づく届出の対象となる牛の死体（同条第2項ただし書に該当する場合を除く。）及び月齢又は推定月齢が満12月以上で死亡しためん羊又は山羊の死体
- (2) 高病原性鳥インフルエンザ検査 家きん
- (3) 低病原性鳥インフルエンザ検査 家きん
- (4) 家きんサルモネラ感染症検査 鶏（9週齢以上の種鶏について、鶏舎又はロット当たり感染率5%以上の場合に信頼度95%で抗体検出が可能な羽数、最大59羽）
- (5) 腐そ病検査 蜜蜂
- (6) 牛流行熱検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた牛
- (7) イバラキ病検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた牛
- (8) アカバネ病検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた牛
- (9) アイノウイルス感染症検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた牛
- (10) チュウザン病検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた牛

4 実施の期日

- (1) 伝達性海綿状脳症検査 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- (2) 高病原性鳥インフルエンザ検査 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- (3) 低病原性鳥インフルエンザ検査 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- (4) 家きんサルモネラ感染症検査 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- (5) 腐そ病検査 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- (6) 牛流行熱検査 原則として平成30年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬
- (7) イバラキ病検査 原則として平成30年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬
- (8) アカバネ病検査 原則として平成30年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬
- (9) アイノウイルス感染症検査 原則として平成30年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬
- (10) チュウザン病検査 原則として平成30年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬

5 検査の方法

- (1) 伝達性海綿状脳症検査 家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条第2項に規定する方法
- (2) 高病原性鳥インフルエンザ検査 血清抗体検査（エライザ検査）その他必要な検査
- (3) 低病原性鳥インフルエンザ検査 血清抗体検査（エライザ検査）その他必要な検査
- (4) 家きんサルモネラ感染症検査 血清反応（平板急速凝集反応）
- (5) 腐そ病検査 臨床検査及び細菌検査
- (6) 牛流行熱検査 臨床検査及び血清学的検査
- (7) イバラキ病検査 臨床検査及び血清学的検査
- (8) アカバネ病検査 臨床検査及び血清学的検査
- (9) アイノウイルス感染症検査 臨床検査及び血清学的検査
- (10) チュウザン病検査 臨床検査及び血清学的検査

和歌山県告示第287号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定に基づき家畜の所有者に対し、その所有する家畜について監視伝染病に関する家畜防疫員の注射を受けるべき旨を命ずるので、同条第2項において準用する同法第5条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成30年3月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 実施の目的

- (1) 牛伝染性鼻気管炎の発生予防のため
- (2) 牛ウイルス性下痢・粘膜病の発生予防のため
- (3) アカバネ病の発生予防のため
- (4) アイノウイルス感染症の発生予防のため
- (5) チュウザン病の発生予防のため
- (6) 豚丹毒の発生予防のため
- (7) 流行性脳炎の発生予防のため
- (8) 炭その発生予防のため

2 実施する区域

- (1) 牛伝染性鼻気管炎予防注射 県内全域
- (2) 牛ウイルス性下痢・粘膜病予防注射 県内全域
- (3) アカバネ病予防注射 県内全域
- (4) アイノウイルス感染症予防注射 県内全域
- (5) チュウザン病予防注射 県内全域
- (6) 豚丹毒予防注射 県内全域
- (7) 流行性脳炎予防注射 県内全域
- (8) 炭そ予防注射 紀北家畜保健衛生所の管轄区域で家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域

3 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

- (1) 牛伝染性鼻気管炎予防注射 牛
- (2) 牛ウイルス性下痢・粘膜病予防注射 牛
- (3) アカバネ病予防注射 牛
- (4) アイノウイルス感染症予防注射 牛
- (5) チュウザン病予防注射 牛
- (6) 豚丹毒予防注射 豚
- (7) 流行性脳炎予防注射 豚（繁殖豚に限る。）
- (8) 炭そ予防注射 牛

4 実施の期日

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

5 注射の方法

- (1) 牛伝染性鼻気管炎予防注射 牛伝染性鼻気管炎等予防液を筋肉内に注射する。
- (2) 牛ウイルス性下痢・粘膜病予防注射 牛ウイルス性下痢・粘膜病等予防液を筋肉内に注射する。
- (3) アカバネ病予防注射 アカバネ病等予防液を筋肉内に注射する。
- (4) アイノウイルス感染症予防注射 アイノウイルス感染症等予防液を筋肉内に注射する。
- (5) チュウザン病予防注射 チュウザン病等予防液を筋肉内に注射する。
- (6) 豚丹毒予防注射 豚丹毒予防液を皮下に注射する。
- (7) 流行性脳炎予防注射 次の区分により豚流行性脳炎予防液を皮下に注射する。
 - ア 経産豚 1回
 - イ 未経産豚 3週間から4週間までの間隔で2回
- (8) 炭そ予防注射 炭そ予防液（無莖膜弱毒株^{きょう}）を皮下注射する。

和歌山県告示第288号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

平成30年3月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第289号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

平成30年3月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 新宮市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第290号

平成30年和歌山県告示第151号（以下「告示第151号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を紀美野町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成30年3月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不明である通知の相手方
木村致直
- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第151号のとおり

和歌山県告示第291号

平成30年和歌山県告示第144号（以下「告示第144号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容をすさみ町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成30年3月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不明である通知の相手方
藤本與一郎
- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第144号のとおり

和歌山県告示第292号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成30年3月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 基本測量（オルソ作成）
- 2 作業期間 平成29年12月7日から平成30年2月26日まで
- 3 作業地域 和歌山県田辺市、日高郡みなべ町、西牟婁郡白浜町及び上富田町

和歌山県告示第293号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成30年3月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（現地調査）
- 2 作業期間 平成29年8月31日から平成30年2月28日まで
- 3 作業地域 和歌山県和歌山市平井地先から和歌山県岩出市山地先まで

和歌山県告示第294号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年3月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 370号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル

海草郡紀美野町大角字堂原674 番1地先から同町大角字日浦347 番3地先まで	新	8.80 } 61.03	1,128.90	仮称1号橋	L=210.50
---	---	--------------------	----------	-------	----------

和歌山県告示第295号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年3月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 370号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
海草郡紀美野町鎌滝字日裏10番 1地先から同町赤木字井原下11 番2地先まで	旧	4.38 } 33.14	1,575.11	出口橋 L=6.70
同上	新	4.38 } 33.14	1,575.11	
同上	新	9.20 } 59.96	1,535.72	新出口橋 L=14.00

和歌山県告示第296号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、平成30年度及び平成31年度和歌山県立ポンプ場電力調達に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成30年3月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 競争入札に付する調達の名称及び数量並びに契約期間

(1) 調達の名称及び数量

平成30年度及び平成31年度和歌山県立ポンプ場電力調達

ア 和歌川ポンプ場

予定契約電力 235kW

予定調達電力量 1,381,833kWh

イ 杭ノ瀬川ポンプ場

予定契約電力 100kW

予定調達電力量 41,144kWh

ウ 津屋川ポンプ場

予定契約電力 71kW

予定調達電力量 44,990kWh

- エ 紀三井寺川ポンプ場
予定契約電力 16kW
予定調達電力量 24,485kWh
- オ 箕川ポンプ場
予定契約電力 21kW
予定調達電力量 39,109kWh
- カ 浮島川ポンプ場
予定契約電力 17kW
予定調達電力量 11,132kWh

(2) 契約期間

平成30年7月1日から平成31年6月30日までの1年間（平成30年7月1日から契約ができない場合は、契約を締結した日から起算して1年間）とする。ただし、本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定により締結する長期継続契約であるので、本契約期間中であっても平成31年度以降において和歌山県の歳入歳出予算の金額について、減額又は削除があった場合は、本契約を解除することがある。

2 競争入札に参加する者に必要な資格事項

この競争入札に参加することができる者は、資格申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件をいずれも満たしている者（調達物品を共同して納入することを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）を含む。）とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

コンソーシアムにあつては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(3) 和歌山県が行う調達契約等に係る競争入札参加資格の停止の措置を受けている者でないこと。

コンソーシアムにあつては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(4) 国税、県税及び市町村税を滞納していない者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(5) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団員排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。

コンソーシアムにあつては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(7) 申請日において、2年以上の電気供給に係る営業経験を有する者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(8) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者（以下「小売電気事業者」という。）の登録を受けている者であること。

コンソーシアムにあつては、少なくとも代表者となる構成員がこの要件を満たす者であること。

(9) 申請日において、和歌山県電力の調達に係る環境配慮方針（平成30年2月19日策定）に基づく入札参加資格の要件を満たしている者又は満たしていない者でこの競争入札の開札の日の前日までに入札参加資格の要件を満たす見込みであるものであること。

コンソーシアムにあつては、2の（8）の要件を満たす者の全部がこの要件を満たす者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

この競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあっては、ア及びソの書類については代表者が、イからコまで並びにス及びセの書類については構成員ごとに、サ及びシの書類については構成員のうち小売電気事業者である者ごとに、それぞれ作成し、提出するものとする。

(1) この競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 業務状況調書

ウ 役員等に関する調書

エ 使用印鑑届

オ 法人にあっては、申請日において発行後3か月を経過していない登記事項証明書

カ 個人にあっては、申請日において発行後3か月を経過していない住民票

キ 申請日において発行後3か月を経過していない印鑑証明書

ク 直近2年分の財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

ケ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で、申請日において発行後3か月を経過していないもの

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）主たる事業所が所在する都道府県が課する税全税目

（ウ）直近1事業年度分の法人市町村民税（個人にあっては、直近1年度分の市町村民税）

コ 2の（7）の要件を満たしていることを証する書面として、電気供給に係る契約実績を証する書類の写し

サ 2の（8）の要件を満たしていることを証する書面の写し

シ 2の（9）の要件を満たしていることを証する書面として、和歌山県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書及びその内容を確認できる資料

ス 誓約書

セ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

ソ コンソーシアムにあっては、コンソーシアム構成員表とコンソーシアム協定書の写し

(2) (1) のアからエまで及びシ（電力調達契約評価項目報告書に限る。）からセまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、これらの用紙は、平成30年3月16日（金）から同月30日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(3) 和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成24年和歌山県告示第340号）の規定に基づく競争入札参加資格者名簿の営業種目「その他物品関係」に登録されている者は、物品調達競争入札参加資格審査結果通知書の写しをもって、(1) のイからコまでの書類の提出に代えることができる。

(4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、平成30年3月16日（金）から同月23日（金）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

(5) (4) の質問に対する回答は、平成30年3月30日（金）午後5時までにファクシミリにより行うものとする。

なお、その内容については、5の和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課のホームページ（<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080400/>）に公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものについては、口頭による回答のみとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

- (1) 平成30年3月16日（金）から同月30日（金）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。
- (2) 郵送による資格審査申請書類の提出を行う者は、書留郵便により平成30年3月30日（金）午後3時までに和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課に必着するように行わなければならない。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館8階

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-3132

ファクシミリ番号 073-433-2147

なお、3の(5)の和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課のホームページから資格審査申請書類をダウンロードすることができる。

6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格審査結果通知書を平成30年4月9日（月）までに郵送により送付する。ただし、コンソーシアムにあっては、その代表者に対して通知するものとする。

8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対し、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、平成30年4月16日（月）までに書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対しては、平成30年4月23日（月）までに書面により回答するものとする。
- (5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第297号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成30年3月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 施行者の名称

紀の川市

2 都市計画事業の種類及び名称

紀の川都市計画下水道事業 紀の川市公共下水道

3 事業施行期間

自 平成14年10月8日

至 平成35年3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

なし

(2) 使用の部分

なし

和歌山県告示第298号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。
平成30年3月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3421	紀の川市貴志川町前田字上之段347番の一部	岩出市岡田389番地の1 紀北地所株式会社 代表取締役 山本康貴	平成 30. 3. 5	6. 00	54. 22

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第7号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条の3第2項（同法第7条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による診断を行う医師を次のとおり指定した。

平成30年3月16日

和歌山県公安委員会委員長 溝 端 莊 悟

1 指定した医師等

医師の氏名	勤務する病院名	病院の所在地
山田信一	和歌山県立医科大学附属病院	和歌山市紀三井寺811番地1

2 指定期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

和歌山県公安委員会告示第8号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第12条の3の規定による診断を行う医師を次のとおり指定した。

平成30年3月16日

和歌山県公安委員会委員長 溝 端 莊 悟

1 指定した医師等

医師の氏名	勤務する病院名	病院の所在地	診断の対象者
鶴飼聡	和歌山県立医科大学附属病院	和歌山市紀三井寺811番地1	銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第3号に規定する政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第8条第3号に定める病気を除く。）にかかっている者並びに同法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者
山本真弘	同上	同上	
森田佳寛	県立こころの医療センター	和歌山県有田郡有田川町庄31番地	
小瀬朝海	同上	同上	
北内信太郎	同上	同上	

朝井廉	同上	同上	
辻富基美	和歌山県立医科大学附属病院	和歌山市紀三井寺811番地1	銃砲刀剣類所持等取締法施行令第8条第3号に定める病気にかかっている者
山田信一	同上	同上	介護保険法（平成8年法律第123号）第5条の2に規定する認知症である者

2 指定期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

公 告

入 札 公 告

平成30年度及び平成31年度和歌山県立ポンプ場電力調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成30年3月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達の名称、場所及び数量

平成30年度及び平成31年度和歌山県立ポンプ場電力調達

ア 和歌川ポンプ場 和歌山市塩屋五丁目3地内

予定契約電力 235kW

予定調達電力量 1,381,833kWh

イ 杭ノ瀬川ポンプ場 和歌山市杭ノ瀬435

予定契約電力 100kW

予定調達電力量 41,144kWh

ウ 津屋川ポンプ場 和歌山市和歌浦中三丁目3-2

予定契約電力 71kW

予定調達電力量 44,990kWh

エ 紀三井寺川ポンプ場 和歌山市紀三井寺598-1

予定契約電力 16kW

予定調達電力量 24,485kWh

オ 箕川ポンプ場 有田市字辰ヶ浜2343-101

予定契約電力 21kW

予定調達電力量 39,109kWh

カ 浮島川ポンプ場 新宮市緑ヶ丘三丁目4-9

予定契約電力 17kW

予定調達電力量 11,132kWh

(2) 仕様等

仕様書（1）から仕様書（6）まで（以下「仕様書」という。）による。

(3) 契約期間

平成30年7月1日から平成31年6月30日までの1年間（平成30年7月1日から契約ができない場合は、契約を締結した日から起算して1年間）とする。

ただし、本契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定により締結する長期継続契約であるので、本契約期間中であっても平成31年度以降において和歌山県の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、本契約を解除することがある。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成30年和歌山県告示第296号に規定する平成30年度及び平成31年度和歌山県立ポンプ場電力調達に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館8階

和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課

(2) 期間

平成30年3月16日（金）から同月30日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時まで

4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

3 (1) に同じ。

なお、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課のホームページ（<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080400/>）から仕様書及び入札説明書をダウンロードすることができる。

(2) 期間

3 (2) に同じ。

(3) 仕様書及び入札説明書について質問がある者は、平成30年3月16日（金）から同月23日（金）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間において、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

(4) (3) の質問に対する回答は、平成30年3月30日（金）午後5時までに書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

また、その内容については、(1) の和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課のホームページに公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものについては、口頭による回答のみとする。

5 入札執行の場所及び日時等

(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁 3-A会議室

イ 入札日時

平成30年4月27日（金）午後1時30分

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書又はその写しを持参するものとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により平成30年4月26日（木）午後3時までに和歌山県県土整備部河

川・下水道局河川課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の108分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

調達物品を共同して納入することを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあっては、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムにあっては、代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができる。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムにあっては、代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができる。

9 入札の無効に関する事項

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県よりこの入札に参加する資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこれらの要件のいずれかに該当するときは、当該コンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3132

ファクシミリ番号 073-433-2147

(2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手続の停止等があり得る。

15 Summary

(1) Nature and quantity of products to be purchased :

Total electricity about 1,542,693kWh to use at the Wakagawa pumping station and five other pumping stations

(2) Time limit for tender :

1:30 p.m. 27 April 2018 : (Deadline for bids submitted by mail 3:00 p.m. 26 April 2018)

(3) Contact point for the notice :

River Division, River and Sewerage Bureau, Prefectural Land development Department,
Wakayama Prefectural Government,

1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-3132

FAX 073-433-2147